

第6 業務報告

1 指導状況報告

この報告は、行政の適正な運営に資するため、労働者供給事業に係る指導状況を把握するものであり、都道府県労働局は、毎年1月末日までに、前年の1月1日から12月末日までの状況を、様式第21号「労働者供給事業指導状況報告」により、厚生労働本省あて報告することとする。